

堺市歴史的風致維持向上計画(第2期)の概要

■堺市の歴史的風致維持向上計画(第2期)について

1 背景と目的

歴史的風致維持向上計画は、古墳や神社仏閣などの歴史上価値の高い建造物や、工芸品の製造・販売や祭礼行事など歴史や伝統を反映した人々の生活の営みが一体となって形成されてきた良好な市街地の環境を維持・向上させ、後世に継承することを目的とし、市町村が作成し、国(文部科学省・農林水産省・国土交通省)による認定を受け取組を進めるものである。

本市では、平成25年に「堺市歴史的風致維持向上計画」の認定を国から受け、令和4年度までの10年間で「百舌鳥古墳群及び周辺区域」と「環濠都市区域」の2区域を重点区域として、百舌鳥古墳群デジタルセンターやさかい利品の杜などの施設整備、環濠都市北部でのまちなみ再生事業、伝統産業や祭礼等への支援事業などを実施した。その結果、令和元年の百舌鳥古墳群の世界遺産登録も追い風となり、本市への来訪者数の増加や、歴史資源や文化資源に対する市民意識の大幅な向上などの成果を得た。

一方で、古墳の公開活用の推進や、環濠都市での歴史的建造物を活かした歴史的なまちなみの魅力向上への取組が求められるなどの課題が残された。さらに、高まった本市の歴史や文化への関心を、実際に見て感じるための行動誘導につなげる必要が生じている。このような課題をふまえ、庁内連携・公民連携により本市の貴重な歴史・文化を未来へと継承し、

2 計画期間

令和5年度(2023)から令和14年度(2032)までの10年間

3 堺市における歴史的風致および重点区域

歴史的風致

環濠都市の伝統産業にみる歴史的風致

環濠都市内の町家で今も製造販売が行われている刃物や線香などの伝統産業は、歴史的に先進性・個性・創造性を持った世界に誇る匠の技術に支えられており、訪れる人々の多くがその技と特別な空間に魅了されます。

堺打刃物の製造風景

神輿渡御にみる歴史的風致

住吉大社から宿院頓首へ神輿行列が渡る神輿渡御(みこしとぎょ)を通し、『住吉祭礼図解風』にも描かれる盛大な祭りの様子と賑わう街並やまちなみの中で堺と住吉大社との古からのつながりをもつ伝統の重みを伝え、海とともに歩んできた堺の人々の信仰心を感じることができます。

神輿渡御の様子

環濠都市の茶の湯にみる歴史的風致

中世において、千利休をまじめとする堺の茶人が大きな影響を与えた茶の湯が持つ礼節やもてなしの心は、南宗寺で行われる利休忌をまじめとして、今もなお堺において広く伝わり、市内外の人々が流派にとらわれことなく、茶の湯の文化にふれることができます。

利休忌

百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致

近世から現在に至るまで、地域の人々をまじめ多くの人々が、仁徳天皇陵古墳をまじめとする全国有数の規模を誇る古墳群を訪れ、陪塚を巡った巨大な古墳を造りえた大王の存在に畏敬の念を抱くなど、特別な思いを寄せてきました。

現在の周遊の様子

海浜部の行楽にみる歴史的風致

古からの景勝を今に受け継ぎ、歴史香る憩いの場として親しまれている浜寺公園や大浜公園は、各時代に行楽地として最先端を歩み、昔も今も変わることなく、多くの人々に親しまれ、その賑わいは絶えることがありません。

大浜林の下での行楽

月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致

百舌鳥八幡宮の秋祭りである月見祭や、正月に氏子の間で行われる百舌鳥精進(しょうじん)を通じて、地域の人々が心とつながるとともに、伝統・文化・歴史を大切にすることが今もなお地域に根付き、大切に守り継がれています。

宮入の様子

上神谷のごおどりにみる歴史的風致

堺市南部の農村集落である鉢ヶ峯寺地区の国神社に伝わる神事舞踊として中世以来村の若衆によって伝えられてきました。

上神谷のごおどり

やっさいほっさいにみる歴史的風致

石津太神社では、約2800本のご神木と呼ばれる薪を境内に円筒形に積み上げ、焚き上げた後に火遣り神事を行います。

やっさいほっさい

重点区域「百舌鳥古墳群及び周辺区域」・「環濠都市区域」

「百舌鳥古墳群及び周辺区域」

・百舌鳥古墳群の周遊にみる歴史的風致
・月見祭・百舌鳥精進にみる歴史的風致
史跡百舌鳥古墳群に指定された古墳19基のすべてを一体的に保存・活用を進めるため、第2計画では乳岡古墳と文珠塚古墳を重点区域に追加し現計画の範囲から重点区域の南側約45ha拡大する。

「環濠都市区域」

・環濠都市の伝統産業にみる歴史的風致
・神輿渡御にみる歴史的風致
・環濠都市の茶の湯にみる歴史的風致
江戸時代に形成された環濠に囲まれた範囲とする。



4 堺市歴史的風致維持向上計画(第2期) 基本方針

①古墳時代をはじめ各時代に培われてきた多様な歴史・文化資源の保存と活用

指定文化財である古墳や建造物の整備・集計・公開を進める。

主な事業：百舌鳥古墳群整備事業、浜寺公園駅及び諏訪ノ森駅駅舎保存活用事業

②歴史的景観を活かした魅力ある市街地環境の創出

百舌鳥古墳群では、古墳への眺望に配慮した周辺市街地の景観の保全・創出を図る。

環濠都市では、環濠等の文化資源を活かした都市魅力の向上に関する取組を進める。

主な事業：大仙公園整備事業、環濠都市堺の再生事業

③「もののはじまり何でも堺」に象徴される伝統の継承と振興

伝統産業の振興や継承、地域の祭礼行事の保全や継承に関する支援、茶の湯に関する体験に関する取組を進める。

主な事業：堺市戦略的観光推進事業補助事業、学校教育の場での茶の湯体験

堺市地域文化遺産活用活性化事業

④歴史の重層性に育まれた堺の都市魅力の発信と共有

堺で育まれた歴史・文化資源に触れる機会の創出や情報発信を進める。さらに、来訪者が堺の歴史文化に触れ共感してもらえるよう、自転車等を活用した回遊性の向上に向けた環境整備を進める。

主な事業：堺市博物館での展示や講座、堺市シェアサイクル事業

5 計画認定に向けたスケジュール

- 令和4年3月 令和3年度 第1回 堺市歴史的風致維持向上協議会
- 令和4年10月 令和4年度 第1回 堺市歴史的風致維持向上協議会
- 令和4年11月 庁議
- 令和5年1月 パブリックコメント
- 令和5年2~3月 令和4年度 第2回 堺市歴史的風致維持向上協議会
- 令和5年4月 堺市歴史的風致維持向上計画策定後、国へ申請・認定

歴史的風致維持向上計画

地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律(通称歴史まちづくり法)第5条に基づき、国が計画の基本方針を作成。これに沿って市が計画書を作成し、国の認定を受ける。

歴史まちづくり法の概要

市町村は、国が策定する基本方針に基づき、歴史的風致維持向上計画を策定し、国の認定を申請できます。記載すべき事項については、法第5条第2項各号及び主務省令に定められています。



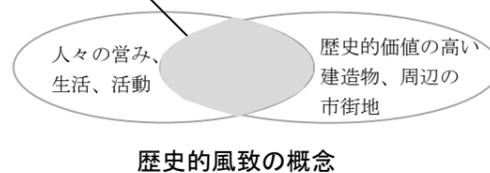
序章	計画の目的・期間・推進体制		
	第1章	自然的環境	社会的環境
第2章	維持及び向上すべき歴史的風致		
第3章	歴史的風致の課題	上位計画等との関係の整理	歴史的風致の維持及び向上に関する方針
第4章	重点区域の位置及び区域	良好な景観形成に資する施策との連携	
第5章	文化財の保存・活用		
第6章	歴史的風致維持向上施設の整備・管理		
第7章	歴史的風致形成建造物の指定・管理		
第8章	歴史的風致形成建造物の管理の指針		

計画書策定

歴史的風致について

歴史的風致とは、「地域におけるその固有の歴史及び伝統を反映した人々の活動」と、その活動が行われる歴史的価値の高い建造物及びその周辺の市街地とが一体となって形成してきた良好な市街地の環境」(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第1条)のことであり、ハードとしての建造物と、ソフトとしての人々の活動を合わせた概念。

歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となった「歴史的風致」



地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律 (抜粋)

第五条 市町村は、歴史的風致維持向上基本方針に基づき、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する計画（以下「歴史的風致維持向上計画」という。）を作成し、主務大臣の認定を申請することができる。

- 2 歴史的風致維持向上計画には、次に掲げる事項を記載するものとする。
 - 一 当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上に関する方針
 - 二 重点区域の位置及び区域
 - 三 次に掲げる事項のうち、当該市町村の区域における歴史的風致の維持及び向上のために必要なもの
 - イ 文化財の保存又は活用に関する事項
 - ロ 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理に関する事項
 - 四 第十二条第一項の規定による歴史的風致形成建造物の指定の方針
 - 五 第十二条第一項の規定により指定された歴史的風致形成建造物の管理の指針となるべき事項
 - 六 計画期間
 - 七 その他主務省令で定める事項

計画認定による制度活用

重要文化財等だけでなく、未指定の文化財やその周辺の市街地環境を含め「歴史的風致」としてその価値をとらえ、計画に基づき事業に取り組むことにより、地域特有の歴史的な風情、佇まいなどの維持・向上が可能。



主な支援措置(国土交通省作成資料より)

堺市基本計画 2025 の KPI

(大仙公園エリアへの来訪者)

現状値：294,000 人 (2019 年度)
目標値：600,000 人 (2025 年度)

(環濠エリアへの来訪者)

現状値：182.6万人 (2019 年度)
目標値：300 万人 (2025 年度)